

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長

危 険 物 の 規 制 に 関 す る 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 等 の 公 布 に つ い て

危 険 物 の 規 制 に 関 す る 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 (平 成 22 年 総 務 省 令 第 71 号) 及 び 危 険 物 の 規 制 に 関 す る 技 術 上 の 基 準 の 細 目 を 定 め る 告 示 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 22 年 総 務 省 告 示 第 246 号) が 本 日 公 布 さ れ 、 平 成 23 年 2 月 1 日 か ら 施 行 さ れ る こ と と な り ま し た 。

今 回 の 改 正 は 、 既 設 の 地 下 貯 蔵 タ ン ク の 設 置 年 数 、 塗 覆 装 の 種 類 及 び 設 計 板 厚 か ら 腐 食 の お そ れ が (特 に) 高 い も の と さ れ る も の に つ い て 、 腐 食 を 防 止 す る た め の コ ー ティ ン グ 等 の 流 出 事 故 防 止 対 策 を 講 ず る こ と 及 び 地 下 貯 蔵 タ ン ク の 規 制 の 合 理 化 等 を 主 な 内 容 と す る も の で す 。

貴 職 に お か れ ま し て は 、 下 記 事 項 に 十 分 御 留 意 の 上 、 そ の 運 用 に 配 慮 さ れ る と と も に 、 各 都 道 府 県 知 事 に お か れ ま し て は 、 貴 都 道 府 県 内 の 市 町 村 に 対 し て も こ の 旨 周 知 さ れ る よ う お 願 い し ま す 。

な お 、 本 通 知 中 に お い て は 、 法 令 名 に つ い て 次 の と お り 略 称 を 用 い ま し た の で 御 承 知 お き 願 い ま す 。

危 険 物 の 規 制 に 関 す る 規 則 (昭 和 34 年 総 理 府 令 第 55 号)	・ ・ ・ ・ ・	規 則
危 険 物 の 規 制 に 関 す る 技 術 上 の 基 準 の 細 目 を 定 め る 告 示 (昭 和 49 年 自 治 省 告 示 第 99 号)	・ ・ ・ ・ ・	告 示
危 険 物 の 規 制 に 関 す る 規 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 (平 成 22 年 総 務 省 令 第 71 号)	・ ・ ・ ・ ・	改 正 省 令
危 険 物 の 規 制 に 関 す る 技 術 上 の 基 準 の 細 目 を 定 め る 告 示 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 22 年 総 務 省 告 示 第 246 号)	・ ・ ・ ・ ・	改 正 告 示

お っ て 、 具 体 的 な 運 用 に つ い て は 、 通 知 す る こ と と し ま す 。

記

第 1 地 下 貯 蔵 タ ン ク の 流 出 事 故 防 止 対 策 に 関 す る 事 項

地 盤 面 下 に 直 接 埋 没 さ れ た 鋼 製 一 重 殻 の 地 下 貯 蔵 タ ン ク の う ち 、 設 置 年 数 50 年 以 上 、 モ ル タ ル に よ る 外 面 保 護 、 設 計 板 厚 が 8. 0mm 未 満 等 の も の を 腐 食 の お そ れ が 特 に 高 い 地 下 貯 蔵 タ ン ク と し 、 設 置 年 数 40 年 以 上 、 ア ス フ ェ ル ト に よ る 外 面 保 護 、 設

計板厚が4.5mm未満等のものを腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクとし、それぞれ以下の措置を講ずるようにしたこと（告示第4条の47の3及び第4条の49の3関係）。

1 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク

地下貯蔵タンクのうち、腐食のおそれが特に高いものについては、内面ライニング又は電気防食をすることとしたこと（規則第23条の2第1号及び第2号関係）。

2 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク

地下貯蔵タンクのうち、腐食のおそれが高いものについては、内面ライニング若しくは電気防食又は危険物の漏れを検知することができる常時監視装置を設置することとしたこと（規則第23条の3関係）。

第2 強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる材質の性能規定化に関する事項

強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる強化プラスチックが、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて、日本工業規格K7070「繊維強化プラスチックの耐薬品性試験方法」に定められている方法で、日本工業規格K7012「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯層」6.3に規定する基準に適合することがあらかじめ確認されていれば当該タンクにおいて当該危険物を貯蔵し、又は取り扱うことができることとされたこと（規則第24条の2の3及び告示第4条の50の2関係）。

第3 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検の期間等に関する事項

地下貯蔵タンク、地下埋設配管及び二重殻タンクについてその所有者等に課されている定期点検のうち漏れの点検及び点検記録保存義務について、危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、市町村長等が、保安上支障がないと認めた場合には、当該タンク等の所有者等の申請に基づき、当該タンク等（二重殻タンクにあっては強化プラスチック製の外殻）に係る漏れの点検及び点検記録保存義務を市町村長等が定めた期間延長することができることとされたこと（規則第62条の5の2第2項及び第3項、規則第62条の5の3第2項及び第3項並びに規則第62条の8第2号及び第3号関係）。

第4 強化プラスチック製二重殻タンクの漏れの点検方法の追加等に関する事項

1 ガス加圧法の点検方法の見直し

ガス加圧法による強化プラスチック製二重殻タンクの漏れ点検に係る判定時間中圧力降下を確認する時間が15分から35分（タンク容量が50klを超える場合、当該タンクの容量を50klで除した値から1を減じた値を15分間乗じた値に35分間を加えた時間）に延長されたこと（告示第71条第2項第1号関係）。

2 減圧法の追加

強化プラスチック製二重殻タンクの漏れの点検方法に、減圧法が規定されたこと（告示第71条第2項第2号関係）。

第5 地下貯蔵タンク等の漏れの点検に係る漏えい拡散防止措置に関する事項

1 地下貯蔵タンク

(1) 地下貯蔵タンクの漏れの点検を行わなくてよいこととされている要件として、①直径0.3mm以下の開口部から危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していること、②タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていることの両方の要件を満たす必要があることとされているところ、地下貯蔵タンクに内面ライニングを講じた

場合、①の要件のみを満たしていれば当該タンクにおいて漏れの点検を行わなくてよいこととされたこと（告示第71条第3項関係）。

(2) 地下貯蔵タンク等の漏れの点検を3年に1回以上行うことでよいとされている要件に内面ライニングの措置が追加されたこと（告示第71条第4項関係）。

2 地下埋設配管

地下埋設配管の漏れの点検を行わなくてよいこととされている要件として、①直径0.3mm以下の開口部から危険物の漏れを検知することができる設備により常時監視していること、②さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下埋設配管の周囲に設けられていることの両方の要件を満たす必要があることとされているところ、地下埋設配管に電気防食を講じた場合又は設置されている条件の下で腐食するおそれのないものである場合、①の要件のみを満たしていれば当該配管において漏れの点検を行わなくてよいこととされたこと（告示第71条の2第2項及び第3項関係）。

第6 施行期日等に関する事項

1 施行期日

平成23年2月1日から施行するものとされたこと（改正省令附則第1条、改正告示附則関係）。

2 経過措置

腐食のおそれの特に高い地下貯蔵タンク及び腐食のおそれの高い地下貯蔵タンクに係る流出事故防止対策については、平成25年1月31日までの間は、なお従前の例によることとされたこと（改正省令附則第2条関係）。

以上

○総務省令第七十一号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十四条の三の二及び第三十六条の四並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第八条の五並びに第十三条第一項及び第二項の規定に基づき、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十八日

総務大臣 原口 一博

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項中「設置場所の腐食環境条件の」を削り、同項第二号中「前号以外の場所」を「前三号に規定するもの以外の地下貯蔵タンク」に改め、同号を第四号とし、同項第一号中「電氣的腐食」の上に「前二号に規定するもの以外の地下貯蔵タンクで」を、「場所」の下に「に設置されたもの」を加え、同号を第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 内面に告示で定める腐食を防止するためのコーティングを講じた告示で定める腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク 告示で定める塗覆装

二 前号に規定するもの以外の告示で定める腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク 告示で定める塗覆装及び電気防食

第二十三条の三中「定めるいずれかの」を「掲げる当該地下貯蔵タンクの区分に応じ、当該各号に定める危険物の漏れを検知する」に改め、第一号及び第二号を次のように改める。

一 告示で定める腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク（当該地下貯蔵タンクの内面に告示で定める腐食を防止するためのコーティングを講じたもの又は電気防食により保護されたものを除く。） 地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための告示で定める設備

二 前号以外の地下貯蔵タンク 前号に定める設備又は地下貯蔵タンクの周囲に四箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備

第二十四条の二の三を次のように改める。

（強化プラスチックの材質）

第二十四条の二三 令第十三条第二項第三号口の総務省令で定める強化プラスチックは、次の各号に掲げる樹脂及び強化材で造られたものとする。この場合において、強化プラスチックは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて、告示で定める耐薬品性試験において告示で定める基準に適應することがあらかじめ確認されていなければならない。ただし、自動車ガソリン（日本工業規格K二二〇二「自動車ガソリン」に規定するものをいう。）、灯油、軽油又は重油（日本工業規格K二二〇五「重油」に規定するものうち一種に限る。）については、当該確認を要しない。

一 樹脂は、次のイ及びロに掲げる地下貯蔵タンクに使用される部分に應じ、それぞれイ及びロに定める樹脂とすること。

イ 危険物と接する部分 日本工業規格K六九一九「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」（UP-1CM、UP-1CE又はUP-1CFEに係る規格に限る。）に適合する樹脂又はこれと同等以上の耐薬品性を有するビニルエステル樹脂

ロ その他の部分 前条第三項第二号イに掲げる樹脂

二 強化材は、前条第三項第二号ロに掲げる強化材とすること。

第六十二条の五の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該期間内に当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクにおける危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクを有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。

第六十二条の五の二に次の一項を加える。

3 前項ただし書の申請は、別記様式第四十二の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

第六十二条の五の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該期間内に当該地下埋設配管における危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下埋設配管を有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。

第六十二条の五の三に次の一項を加える。

3 前項ただし書の申請は、別記様式第四十三の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

第六十二条の八第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第六十二条の五の二第一項の規定による地下貯蔵タンク及び二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻の漏れの点検に係る点検記録 三年間。ただし、当該期間内に同条第二項ただし書の規定により市町村長等が延長期間を定めた場合にあつては、当該延長期間を加えた期間

三 第六十二条の五の三第一項の規定による地下埋設配管の漏れの点検に係る点検記録 三年間。ただし、当該期間内に同条第二項ただし書の規定により市町村長等が延長期間を定めた場合にあつては、当該延長期間を加えた期間

(危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「規則第二十三条の二」の下に「に定める技術上の基準に適合しないもの（同条第一項第一号及び第二号に規定する腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクを除く。）」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際、現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けて設置されている地下タンク貯蔵所の構造及び設備で、この省令の施行の際現に存するもののうち、改正後の危険物の規制に関する規則第二十三条の二及び第二十三条の三に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、平成二十五年一月三十一日までの間は、なお従前の例による。

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第七十一号） 新旧対照条文

○ 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地下貯蔵タンクの外面の保護）</p> <p>第二十三条の二 令第十三条第一項第七号（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の規定により、地下貯蔵タンクの外面は、次の各号に掲げる当該地下貯蔵タンクの食を防止するための当該各号に定める方法により保護しなければならぬ。ただし、腐食のおそれが著しく少ないと認められる材料で地下貯蔵タンクを造る場合は、この限りでない。</p> <p>一 内面に告示で定める腐食を防止するためのコーティングを講じた告示で定める腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク 告示で定める塗覆装</p> <p>二 前号に規定するもの以外の告示で定める腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク 告示で定める塗覆装及び電気防食</p> <p>三 前二号に規定するもの以外の地下貯蔵タンクで電氣的腐食のおそれのある場所に設置されたもの 告示で定める塗覆装及び電気防食</p> <p>四 前三号に規定するもの以外の地下貯蔵タンク 告示で定める塗覆装</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>（危険物の漏れを検知する設備）</p>	<p>（地下貯蔵タンクの外面の保護）</p> <p>第二十三条の二 令第十三条第一項第七号（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の規定により、地下貯蔵タンクの外面は、次の各号に掲げる当該地下貯蔵タンクの設置場所の腐食環境条件の区分に応じ、当該地下貯蔵タンクの腐食を防止するための当該各号に定める方法により保護しなければならぬ。ただし、腐食のおそれが著しく少ないと認められる材料で地下貯蔵タンクを造る場合は、この限りでない。</p> <p>一 内面に告示で定める腐食を防止するためのコーティングを講じた告示で定める腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク 告示で定める塗覆装</p> <p>二 前号に規定するもの以外の告示で定める腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク 告示で定める塗覆装及び電気防食</p> <p>三 前二号に規定するもの以外の地下貯蔵タンクで電氣的腐食のおそれのある場所に設置されたもの 告示で定める塗覆装及び電気防食</p> <p>四 前三号に規定するもの以外の地下貯蔵タンク 告示で定める塗覆装</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>（危険物の漏れを検知する設備）</p>

第二十三条の三 令第十三条第一項第十三号の規定により、地下貯蔵タンク又はその周囲には、次の各号に掲げる当該地下貯蔵タンクの区分に応じ、当該各号に定める危険物の漏れを検知する設備を設けなければならない。

- 一 告示で定める腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク（当該地下貯蔵タンクの内面に告示で定める腐食を防止するためのコーティングを講じたもの又は電気防食により保護されたものを除く。）
- 二 地下貯蔵タンクからの危険物の微少な漏れを検知するための告示で定める設備

二 前号以外の地下貯蔵タンク 前号に定める設備又は地下貯蔵タンクの周囲に四箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備

（強化プラスチックの材質）

第二十四条の二の三 令第十三条第二項第三号口の総務省令で定める強化プラスチックは、次の各号に掲げる樹脂及び強化材で造られたものとする。この場合において、強化プラスチックは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて、告示で定める耐薬品性試験において告示で定める基準に適合することがあらかじめ確認されていないなければならない。ただし、自動車ガソリン（日本工業規格K二二〇二―自動車ガソリン）に規定するものをいう。）、灯油、軽油又は重油（日本工業規格K二二〇五―重油）に規定するものうち一種に限る。）については、当該確認を要しない。

一 樹脂は、次のイ及びロに掲げる地下貯蔵タンクに使用される部分に応じ、それぞれイ及びロに定める樹脂とすること。

イ 危険物と接する部分 日本工業規格K六九一九―繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂（DPI-CM、DPI-CE又はDPI-DEに係る規格に限る。）に適合する樹脂又はこれと同等以上の耐薬品性を有するビニルエス

第二十三条の三 令第十三条第一項第十三号の規定により、地下貯蔵タンク又はその周囲には、次の各号に定めるいずれかの設備

- 一 地下貯蔵タンクの周囲に四箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備

二 地下貯蔵タンク内の危険物の貯蔵量の変化を常時監視すること若しくは地下貯蔵タンクの周囲の可燃性ガスを常時監視することにより、危険物の漏れを検知する設備又はこれらと同等以上の性能を有する設備

（強化プラスチックの材質）

第二十四条の二の三 令第十三条第二項第三号口の総務省令で定める強化プラスチックは、次の表の上欄に掲げる貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める樹脂及び強化材で造られたものとする。

貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類	樹脂	
	危険物と接する部分	その他の部分
自動車ガソリン（日本工業規格K二二〇二―自動車ガソリン）	日本工業規格K六九一九―繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂（DPI-CM、DPI-CE又はDPI-DEに係る規格に	前条第三項第二号イに掲げる樹脂
自動車ガソリン	日本工業規格K六九一九―繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂（DPI-CM、DPI-CE又はDPI-DEに係る規格に	前条第三項第二号ロに掲げる強化材

テル樹脂

ロ その他の部分 前条第三項第二号イに掲げる樹脂

二 強化材は、前条第三項第二号ロに掲げる強化材とすること。

第六十二条の五の二 (略)

2 前項の点検は、地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻（以下この項において「地下貯蔵タンク等」という。）を有する製造所等について令第八条第三項の完成検査済証（法第十一条第一項後段の規定による変更の許可（以下この条から第六十二条の五の四までにおいて「変更の許可」という。）に係るものについては、当該地下貯蔵タンク等の変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において当該地下貯蔵タンク等について前項の点検を行った日から、次の各号に定める期間を超えない日までの間に一回以上行わなければならない。ただし、当該期間内に当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクにおける危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下貯蔵タンク又は二重殻タンクを有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。

- 一 (略)
- 二 (略)

3 前項ただし書の申請は、別記様式第四十二の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

第六十二条の五の三 (略)

油（日本工業規格K二二〇五―重油）に規定するもののうち一種に限る。）

（に適合する樹脂又はこれと同等以上の耐薬品性を有するビニルエステル樹脂）

第六十二条の五の二 (略)

2 前項の点検は、地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻（以下この項において「地下貯蔵タンク等」という。）を有する製造所等について令第八条第三項の完成検査済証（法第十一条第一項後段の規定による変更の許可（以下この条から第六十二条の五の四までにおいて「変更の許可」という。）に係るものについては、当該地下貯蔵タンク等の変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において当該地下貯蔵タンク等について前項の点検を行った日から、次の各号に定める期間を超えない日までの間に一回以上行わなければならない。

- 一 (略)
- 二 (略)

第六十二条の五の三 (略)

2 前項の点検は、地下埋設配管を有する製造所等について令第八条第三項の完成検査済証（変更の許可に係るものについては、当該地下埋設配管の変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において前項の点検を行った日から一年（完成検査を受けた日から十五年を超えないもの又は危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているものにあつては三年）を超えない日までの間に一回以上行わなければならない。ただし、当該期間内に当該地下埋設配管における危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、当該地下埋設配管を有する製造所等の所有者、管理者又は占有者の申請に基づき、当該期間を当該市町村長等が定める期間延長することができる。

3 前項ただし書の申請は、別記様式第四十三の申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添えて行わなければならない。

第六十二条の八 (略)

一 (略)

二 第六十二条の五の二第一項の規定による地下貯蔵タンク及び二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻の漏れの点検に係る点検記録 三年間。ただし、当該期間内に同条第二項ただし書の規定により市町村長等が延長期間を定めた場合にあつては、当該延長期間を加えた期間

三 第六十二条の五の三第一項の規定による地下埋設配管の漏れの点検に係る点検記録 三年間。ただし、当該期間内に同条第二項ただし書の規定により市町村長等が延長期間を定めた場合にあつては、当該延長期間を加えた期間

四 (略)

五 前各号以外の点検記録 三年間

2 前項の点検は、地下埋設配管を有する製造所等について令第八条第三項の完成検査済証（変更の許可に係るものについては、当該地下埋設配管の変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において前項の点検を行った日から一年（完成検査を受けた日から十五年を超えないもの又は危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているものにあつては三年）を超えない日までの間に一回以上行わなければならない。

第六十二条の八 (略)

一 (略)

二 (略)
三 前二号以外の点検記録 三年間

○ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （施行期日） 第一条（略） （地下タンク貯蔵所等の基準に関する経過措置） 第二条 この省令の施行の際、現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けている製造所、貯蔵所又は取扱所の構造及び設備のうち、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則第二十三条の二に定める技術上の基準に適合しないもの（同条第一項第一号及び第二号に規定する腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクを除く。）又は第二十八条の五十九第二項第五号に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 （施行期日） 第一条（略） （地下タンク貯蔵所等の基準に関する経過措置） 第二条 この省令の施行の際、現に消防法第十一条第一項の規定により許可を受けている製造所、貯蔵所又は取扱所の構造及び設備のうち、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則第二十三条の二 又は第二十八条の五十九第二項第五号に定める技術上の基準に適合しないものの構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

○総務省告示第二百四十六号

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第七十一号）の施行に伴い、並びに危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第六十二条の五の二第一項及び第六十二条の五の三第一項ただし書の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月二十八日

総務大臣 原口 一博

第四条の十四中「間隙比」を「間げき比」に改める。

第四条の三十七第二号イ中「間隙」を「間げき」に改める。

第四条の四十七の次に次の二条を加える。

（腐食を防止するためのコーティング）

第四条の四十七の二 規則第二十三条の二第一項第一号及び規則第二十三条の三第一号の告示で定める腐食を防止するためのコーティングは、次のとおりとする。

- 一 ガラス繊維強化プラスチックライニングでコーティングすること。
- 二 ガラス繊維強化プラスチックライニングに用いる樹脂及び強化材は、地下貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物に対して劣化のおそれがないものとする。

三 ガラス繊維強化プラスチックライニングの厚さは二・〇ミリメートル以上とすること。

(腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク)

第四条の四十七の三 規則第二十三条の二第一項第一号及び第二号の告示で定める腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクは、地盤面下に直接埋没されたもの(令第十三条第二項に規定するものを除く。)のうち、次の各号に該当するものとする。

一 次条第一項第一号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち設置年数が五十年以上で、設計板厚が八・〇ミリメートル未満のもの

二 次条第一項第二号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年数が五十年以上のもの又は設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

三 次条第一項第三号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち設置年数が五十年以上で、設計板厚が六・〇ミリメートル未満のもの

四 次条第一項第四号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち設置年数が五十年以上で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

第四条の四十八中第三項を第四項とし、第二項第二号ロを次のように改める。

ロ 第一項第四号に規定する方法

第四条の四十八中第二項を第三項とし、第一項中「第一項」の下に「第三号及び第四号」を加え、

「第二項」を「第三項」に改め、同項第二号中「間隙」を「間げき」改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

規則第二十三条の二第一項第一号及び第二号で定める塗覆装は、次の各号に掲げるいずれかの方
法とする。

一 タンクの外面にさびどめ及びアスファルトプライマーの順に塗装を行った後、アスファルトルーフィング及びワイヤラスの順にタンクを被覆し、その表面に厚さ二・〇センチメートル以上に達するまでモルタルを塗装すること。この場合においては、次に掲げる基準に適合したものでなければならぬ。

イ アスファルトルーフィングは、日本工業規格 A 六〇〇五「アスファルトルーフィングフェルト」に適合するものであること。

ロ ワイヤラスは、日本工業規格 A 五五〇四「ワイヤラス」の十八番以上の太さのものであること。

ハ モルタルには、防水剤を混和すること。ただし、モルタルを塗装した表面を防水剤で塗装する場合、この限りでない。

二 タンクの外面にさびどめ塗装を行い、その表面にアスファルト及びアスファルトルーフィングによる被覆を厚さ一・〇センチメートルに達するまで交互に行うこと。この場合において、アス

ファルトルーフィングは、前号イの基準に適合しなければならない。

三 タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面に覆装材を巻きつけた後、エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂による被覆をタンクの外面から厚さ二・〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。この場合において、覆装材は、ビニロンクロス又はヘツシヤンクロスに適合しなければならない。

四 タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面にガラス繊維等を強化材とした強化プラスチックによる被覆を厚さ二・〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。

第四条の四十九中「第一号」を「第二号及び第三号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（危険物の微小な漏れを検知するための設備）

第四条の四十九の二 規則第二十三条の三第一号の告示で定める設備は、直径〇・三ミリメートル以下の開口部からの危険物の漏れを常時検知することができる設備とする。

（腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク）

第四条の四十九の三 規則第二十三条の三第一号の告示で定める腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクは、地盤面下に直接埋没されたもの（令第十三条第二項に規定するものを除く。）のうち、次の各号に該当するものとする。

一 第四条の四十八第一項第一号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年

数が五十年以上で、設計板厚が八・〇ミリメートル以上のもの、設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が六・〇ミリメートル未満のもの又は設置年数が三十年以上四十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

二 第四条の四十八第一項第二号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル以上のもの、設置年数が三十年以上四十年未満で、設計板厚が六・〇ミリメートル未満のもの又は設置年数が二十年以上三十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

三 第四条の四十八第一項第三号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年数が五十年以上で、設計板厚が六・〇ミリメートル以上のもの又は設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

四 第四条の四十八第一項第四号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年数が五十年以上で、設計板厚が四・五ミリメートル以上十二ミリメートル未満のもの又は設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

第四条の五十の次に次の一条を加える。

(耐薬品性試験)

第四条の五十の二 規則第二十四条の二の三の告示で定める耐薬品性試験は、日本工業規格K七〇七

○「繊維強化プラスチックの耐薬品性試験方法」とする。この場合において、試験液は、貯蔵し、又は取り扱う危険物とする。

2 規則第二十四条の二の三の告示で定める基準は、日本工業規格K七〇一二「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽」六・三に規定する基準とする。

第七十一条第二項中「（内殻が強化プラスチック製である二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻にあつては、第一号又は第三号）」を削り、第一号及び第二号を次のように改める。

一 ガス加圧法

イ 令第十三条第二項第三号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号ロに掲げる措置を講じたもの（以下この項において「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」という。）の外殻

(1) 点検範囲 点検により加圧されている部分

(2) 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきに窒素ガスを封入し、二十キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、十五分間の圧力の降下が十パーセント以下であること。

ロ 令第十三条第二項第三号ロに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号ロに掲げる措置を講じたもの（以下この項において「強化プラスチック製二重殻タンク」という。）の外殻

(1) 点検範囲 点検により加圧されている部分

(2) 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきに窒素ガスを封入し、二十キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、三十五分間（容量五十キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を五十キロリットルで除した値（その値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）から一を減じた値を、十五分間に乗じた値に、三十五分間を加えた時間）の圧力の降下が十パーセント以下であること。

二 減圧法

イ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの外殻

(1) 点検範囲 点検により減圧されている部分

(2) 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきを二十キロパスカルで減圧し、減圧終了後十五分間静置した後、三十分間（容量五十キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を五十キロリットルで除した値（その値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に一を加えた値を、十五分間に乗じた時間）の圧力の上昇が十パーセント以下であること。

ロ 強化プラスチック製二重殻タンクの外殻

(1) 点検範囲 点検により減圧されている部分

(2) 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきを二十キロパスカルで減圧し、減圧終了後十五分間静置した後、百五分間（容量五十キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を五十キロリットルで除した値（その値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）から一を減じた値を、七十五分間に乗じた時間に、百五分を加えた時間）の圧力の上昇が十パーセント以下であること。

第七十一条第三項第二号に次のただし書を加える。

ただし、第四条の四十七の二に定める腐食を防止するためのコーティングを講じた地下貯蔵タンクにあつては、この限りでない。

第七十一条第四項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる措置

第七十一条の二第二項中「漏えい」の下に「拡散」を加え、同項第二号に次のただし書を加える。

ただし、当該配管に電気防食の措置が講じられている場合又は当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

第七十一条の二第三項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる措置

附 則

この告示は、平成二十三年二月一日から施行する。

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（平成二十二年総務省告示第二百四十六号）新旧対照条文
 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（沈下量の計算方法） 第四条の十四 特定屋外タンク貯蔵タンクの地盤の沈下量の計算方法は、粘性土層にあつては次のイの式により、砂質土層にあつては次のロの式によるものとする。 （略） e_0は、標準圧密試験により求めた初期間げき比</p> <p>（漏液防止板の構造） 第四条の三十七 規則第二十二條の三の二第三項第五号ニ(4)の告示で定める漏液防止板は、次のとおりとする。 一 （略） 二 漏液防止板の溶接は、次によること。 イ 漏液防止板の溶接は、突合せ溶接とすること。ただし、底板の内側に設ける漏液防止板の厚さが九ミリメートル以下であるものについては、底板の内側に設ける漏液防止板の溶接をすみ肉溶接とすることができる。この場合において、漏液防止板と漏液防止板とが接する面は、当該漏液防止板と漏液防止板との溶接部の強度に有害な影響を与える間げきであつてはならない。 三〜六 （略）</p> <p>（腐食を防止するためのコーティング） 第四条の四十七の二 規則第二十三條の二第一項第一号及び規則第二十三條の三第一号の告示で定める腐食を防止するためのコーテ</p>	<p>（沈下量の計算方法） 第四条の十四 特定屋外タンク貯蔵タンクの地盤の沈下量の計算方法は、粘性土層にあつては次のイの式により、砂質土層にあつては次のロの式によるものとする。 （略） e_0は、標準圧密試験により求めた初期間隙比</p> <p>（漏液防止板の構造） 第四条の三十七 規則第二十二條の三の二第三項第五号ニ(4)の告示で定める漏液防止板は、次のとおりとする。 一 （略） 二 漏液防止板の溶接は、次によること。 イ 漏液防止板の溶接は、突合せ溶接とすること。ただし、底板の内側に設ける漏液防止板の厚さが九ミリメートル以下であるものについては、底板の内側に設ける漏液防止板の溶接をすみ肉溶接とすることができる。この場合において、漏液防止板と漏液防止板とが接する面は、当該漏液防止板と漏液防止板との溶接部の強度に有害な影響を与える間隙であつてはならない。 三〜六 （略）</p> <p>（新設）</p>

イングは、次のとおりとする。

- 一 ガラス繊維強化プラスチックライニングでコーティングすること。
- 二 ガラス繊維強化プラスチックライニングに用いる樹脂及び強化材は、地下貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物に対して劣化のおそれがないものとする。
- 三 ガラス繊維強化プラスチックライニングの厚さは二・〇ミリメートル以上とすること。

(腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク)

第四条の四十七の三 規則第二十三条の二第一項第一号及び第二号の告示で定める腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクは、地盤面下に直接埋没されたもの(令第十三条第二項に規定するものを除く。)のうち、次の各号に該当するものとする。

- 一 次条第一項第一号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち設置年数が五十年以上で、設計板厚が八・〇ミリメートル未満のもの
- 二 次条第一項第二号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年数が五十年以上のも又は設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの
- 三 次条第一項第三号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち設置年数が五十年以上で、設計板厚が六・〇ミリメートル未満のもの
- 四 次条第一項第四号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち設置年数が五十年以上で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

(地下貯蔵タンクの外面の保護)

第四条の四十八 規則第二十三条の二第一項第一号及び第二号で定

(新設)

(地下貯蔵タンクの外面の保護)

第四条の四十八

める塗覆装は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一 タンクの外面にさびどめ及びアスファルトプライマーの順に塗装を行った後、アスファルトルーフィング及びワイヤラスの順にタンクを被覆し、その表面に厚さ二・〇センチメートル以上到達するまでモルタルを塗装すること。この場合においては、次に掲げる基準に適合したものでなければならぬ。

イ アスファルトルーフィングは、日本工業規格A六〇〇五「アスファルトルーフィングフェルト」に適合するものであること。

ロ ワイヤラスは、日本工業規格A五五〇四「ワイヤラス」の十八番以上の太さのものであること。

ハ モルタルには、防水剤を混和すること。ただし、モルタルを塗装した表面を防水剤で塗装する場合は、この限りでない。

二 タンクの外面にさびどめ塗装を行い、その表面にアスファルト及びアスファルトルーフィングによる被覆を厚さ一・〇センチメートルに達するまで交互に行うこと。この場合において、アスファルトルーフィングは、前号イの基準に適合しなければならぬ。

三 タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面に覆装材を巻き付けた後、エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂による被覆をタンクの外面から厚さ二・〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。この場合において、覆装材は、ビニロンクロス又はヘツシヤンクロスに適合しなければならぬ。

四 タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面にガラス繊維等を強化材とした強化プラスチックによる被覆を厚さ二・〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。

2 規則第二十三条の二第一項第三号及び第四号の告示で定める塗覆装は、第三項第二号に掲げる方法又は次の各号に掲げる性能が第三項第二号に掲げる方法と同等以上の性能を有する方法とする

規則第二十三条の二第一項の告示で定める塗覆装は、第三項第二号に掲げる方法又は次の各号に掲げる性能が第二項第二号に掲げる方法と同等以上の性能を有する方法とする

- 一 浸透した水が地下貯蔵タンクの外表面に接触することを防ぐための水蒸気透過防止性能
- 二 地下貯蔵タンクと塗覆装との間に間隙が生じないための地下貯蔵タンクとの付着性能
- 三 地下貯蔵タンクに衝撃が加わった場合において、塗覆装が損傷しないための耐衝撃性能
- 四 貯蔵する危険物との接触による劣化、溶解等が生じないための耐薬品性能

3 規則第二十三条の二第二項の告示で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 令第十三条第二項第三号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号ロに掲げる措置を講じたものの地下貯蔵タンクの外面 規則第二十四条の二の二第三項第一号の規定により強化プラスチックを被覆した部分にあつてはさびどめ塗装、それ以外の部分にあつてはタンクの外面にプライマーを塗装し、その表面にガラス繊維等を強化材とした強化プラスチックによる被覆を厚さ二・〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。
- 二 令第十三条第二項第三号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号イに掲げる措置を講じたものの外面 次に掲げるいずれかの方法
 - イ タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面に覆装材を巻き付けた後、エポキシ樹脂又はウレタンエラストマー樹脂による被覆をタンクの外面から厚さ二・〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。この場合において、覆装材は、日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める耐熱用ビニロンクロス又はヘッシャンクロスに適合しなければならない。

ロ 第一項第四号に規定する方法

- 一 浸透した水が地下貯蔵タンクの外表面に接触することを防ぐための水蒸気透過防止性能
- 二 地下貯蔵タンクと塗覆装との間に間隙が生じないための地下貯蔵タンクとの付着性能
- 三 地下貯蔵タンクに衝撃が加わった場合において、塗覆装が損傷しないための耐衝撃性能
- 四 貯蔵する危険物との接触による劣化、溶解等が生じないための耐薬品性能

2 規則第二十三条の二第二項の告示で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 令第十三条第二項第三号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号ロに掲げる措置を講じたものの地下貯蔵タンクの外面 規則第二十四条の二の二第三項第一号の規定により強化プラスチックを被覆した部分にあつてはさびどめ塗装、それ以外の部分にあつてはタンクの外面にプライマーを塗装し、その表面にガラス繊維等を強化材とした強化プラスチックによる被覆を厚さ二・〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。
- 二 令第十三条第二項第三号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号イに掲げる措置を講じたものの外面 次に掲げるいずれかの方法
 - イ タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面に覆装材を巻き付けた後、エポキシ樹脂又はウレタンエラストマー樹脂による被覆をタンクの外面から厚さ二・〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。この場合において、覆装材は、日本工業規格G三四九一「水道用鋼管アスファルト塗覆装方法」に定める耐熱用ビニロンクロス又はヘッシャンクロスに適合しなければならない。

ロ タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面にガラス繊維等を強化材とした強化プラスチックによる被覆を厚さ二・

4 規則第二十三條の二第三項の告示で定める方法は、前項第二号に掲げるいずれかの方法により保護すること。

(地下貯蔵タンクの電気防食)

第四條の四十九 規則第二十三條の二第一項第二号及び第三号の告示で定める電気防食は、第四條各号の規定の例による。

(危険物の微少な漏れを検知するための設備)

第四條の四十九の二 規則第二十三條の三第一号の告示で定める設備は、直径〇・三ミリメートル以下の開口部からの危険物の漏れを常時検知することができる設備とする。

(腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク)

第四條の四十九の三 規則第二十三條の三第一号の告示で定める腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクは、地盤面下に直接埋没されたもの(令第十三條第二項に規定するものを除く。)のうち、次の各号に該当するものとする。

一 第四條の四十八第一項第一号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年数が五十年以上で、設計板厚が八・〇ミリメートル以上のもの、設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が六・〇ミリメートル未満のもの又は設置年数が三十年以上四十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

二 第四條の四十八第一項第二号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル以上のもの、設置年数が三十年以上四十年未満で、設計板厚が六・〇ミリメートル未満のもの又は設置年数が二十年以上三十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。

3 規則第二十三條の二第三項の告示で定める方法は、前項第二号に掲げるいずれかの方法により保護すること。

(地下貯蔵タンクの電気防食)

第四條の四十九 規則第二十三條の二第一項第一号の告示で定める電気防食は、第四條各号の規定の例による。

(新設)

(新設)

三 第四条の四十八第一項第三号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年数が五十年以上で、設計板厚が六・〇ミリメートル以上のもの又は設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

四 第四条の四十八第一項第四号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年数が五十年以上で、設計板厚が四・五ミリメートル以上十二ミリメートル未満のもの又は設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

(耐薬品性試験)

第四条の五十の二 規則第二十四条の二の三の告示で定める耐薬品性試験は、日本工業規格K七〇七〇「繊維強化プラスチックの耐薬品性試験方法」とする。この場合において、試験液は、貯蔵し又は取り扱う危険物とする。

2 規則第二十四条の二の三の告示で定める基準は、日本工業規格K七〇一二「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽」六・三に規定する基準とする。

(地下貯蔵タンク及び外殻の漏れの点検の方法)

第七十一条 (略)

2 規則第六十二条の五の二第一項の規定による二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻の漏れの点検は、次の各号

のいずれかの方法により、当該外殻の規則第二十四条の二の二第三項の規定により地下貯蔵タンクを被覆したすべての部分について行わなければならない。

一 ガス加圧法
イ 令第十三条第二項第三号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号ロに掲げる措置を講じたもの(以下この

(新設)

(地下貯蔵タンク及び外殻の漏れの点検の方法)

第七十一条 (略)

2 規則第六十二条の五の二第一項の規定による二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻の漏れの点検は、次の各号(内殻が強化プラスチック製である二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻にあつては、第一号又は第三号)のいずれかの方法により、当該外殻の規則第二十四条の二の二第三項の規定により地下貯蔵タンクを被覆したすべての部分について行わなければならない。

一 ガス加圧法
イ 点検範囲 点検により加圧されている部分
ロ 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきに窒素ガスを

項において「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」という。の外殻

(1) 点検範囲 点検により加圧されている部分

(2) 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきに窒素ガスを封入し、二十キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、十五分間の圧力の降下が十パーセント以下であること。

ロ 令第十三条第二項第三号ロに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに同項第一号ロに掲げる措置を講じたもの（以下この項において「強化プラスチック製二重殻タンク」という。）の外殻

(1) 点検範囲 点検により加圧されている部分

(2) 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきに窒素ガスを封入し、二十キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、三十五分間（容量五十キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を五十キロリットルで除した値（その値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）から一を減じた値を、十五分間に乗じた値に、三十五分間を加えた時間）の圧力の降下が十パーセント以下であること。

二 減圧法

イ 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの外殻

(1) 点検範囲 点検により減圧されている部分

(2) 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきを二十キロパスカルで減圧し、減圧終了後十五分間静置した後、三十分間（容量五十キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を五十キロリットルで除した値（その値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に一を加えた値を、十五分間に乗じた時間）の圧力の上昇が十パーセント以下であること。

封入し、二十キロパスカルの圧力となるように加圧し、加圧終了後十五分間静置した後、十五分間の圧力の降下が十パーセント以下であること。

二 減圧法

イ 点検範囲 点検により減圧されている部分

ロ 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきを二十キロパスカルで減圧し、減圧終了後十五分間静置した後、三十分間（容量五十キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を五十キロリットルで除した値（その値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に一を加えた値を、十五分間に乗じた時間）の圧力の上昇が十パーセント以下であること。

ロ 強化プラスチック製二重殻タンクの外殻

(1) 点検範囲 点検により減圧されている部分

(2) 実施方法 地下貯蔵タンクと外殻との間げきを二十キロパスカルで減圧し、減圧終了後十五分間静置した後、百五分間（容量五十キロリットルを超える地下貯蔵タンクにあつては、当該容量を五十キロリットルで除した値（その値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）から一を減じた値を、七十五分間に乗じた時間）に、百五分を加えた時間）の圧力の上昇が十パーセント以下であること。

三 (略)

3 規則第六十二条の五の二第一項第一号口の危険物の微少な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、次のとおりとする。

一 (略)

二 タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていること。ただし、第四条の四十七の二に定める腐食を防止するためのコーティングを講じた地下貯蔵タンクにあつては、この限りでない。

4 規則第六十二条の五の二第二項第一号の危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、次のとおりとする。

一 (略)

二 前項第二号に掲げる措置

(地下埋設配管の漏れの点検の方法)
第七十一条の二 (略)

2 規則第六十二条の五の三第一項ただし書の危険物の微少な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、

三 (略)

3 規則第六十二条の五の二第一項第一号口の危険物の微少な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、次のとおりとする。

一 (略)

二 タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていること。

4 規則第六十二条の五の二第二項第一号の危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、次のとおりとする。

一 (略)

二 タンク室その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下貯蔵タンクの周囲に設けられていること。

(地下埋設配管の漏れの点検の方法)
第七十一条の二 (略)

2 規則第六十二条の五の三第一項ただし書の危険物の微少な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、

次のおりとする。

一 (略)

二 さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。ただし、当該配管に電気防食の措置が講じられている場合又は当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

3 規則第六十二条の五の三第二項の危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、次のおりとする。

一 (略)

二 前項第二号に掲げる措置

次のおりとする。

一 (略)

二 さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。

3 規則第六十二条の五の三第二項の危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置は、次のおりとする。

一 (略)

二 さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。ただし、当該配管に電気防食の措置が講じられている場合又は当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。